告　　発　　状

２０２６年　　月　　日

最高検察庁　御中

告発人　　別紙告発人目録記載のとおり

被告発人　　久保庭幸之介（東京地方検察庁特別捜査部検事）
日比一誠 （東京地方検察庁検事)

第１　告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、公務員職権濫用罪（刑法第１９３条）、特別公務員職権濫用罪（刑法第１９４条）及び特別公務員暴行陵虐罪（刑法第１９５条第１項）を構成するとともに、これらの行為が結果的に角川歴彦に重篤な健康被害を与えたことから、特別公務員職権濫用等致傷罪（刑法第１９６条）を構成するものと思料されるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

第一

被告発人久保庭幸之介は、東京地方検察庁特別捜査部（以下「特捜部」という）に所属する検察官で、いわゆる東京五輪・パラリンピックを巡る汚職事件において、被疑者である株式会社KADOKAWA（以下「同社」という）元会長、公益財団法人角川文化振興財団名誉会長である角川歴彦（以下「同人」という）の公判請求に向けてその捜査に従事していたものであるが、同人が自身にかかる贈賄容疑を否認したことをもって、同人が、当時、７９歳という高齢であり、心房粗細動、総胆管結石、遠位弓部大動脈嚢状瘤術後、高血圧、脂質異常症、高尿酸血症等の重篤な疾病を有し、２０２２年９月時点で心房粗細動再発による脳梗塞の懸念のため、同年１１月に手術予定であったことを認識しつつ、また、本件においては在宅起訴が適当であったにもかかわらず、同人がメディアの代表取材の際に贈賄の事実を否定したことを理

由に、２０２２年９月１４日、これを請求すれば、検察官の強固な反対によって同人の保釈請求が認められずに同人が長期間勾留され、その間、同人が肉体的、精神的に深刻な苦痛、苦悩を受ける状態に置かれることが容易に予測されたにもかかわらず、あえてこれを容認し、同人を不当に逮捕勾留し、さらに勾留中、同人が服用していた薬も取り上げ、適切な医療を受けられない劣悪な拘禁状態に置かれたまま迫り来る自己の死と直面する惨酷な恐怖を与え、これは職務を行うにあたり、同人の生命維持に必要な医療を受ける権利を意図的に妨害し、病状悪化による苦痛と死の恐怖を利用した積極的な加虐行為にほかならず、もって特別公務員として職権を濫用して同人を監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人に対し加虐の行為を行ったものである。

第二

被告発人日比一誠は、被告発人久保庭幸之介が公判請求した同人にかかる上記贈賄事件の同事件の公判担当検察官であったものであるが、同人の弁護人から保釈請求がなされ、それに対する意見を付するに当たって、同人の年齢や病状に鑑み、適正に検察権を行使し上記保釈請求に対し反対意見を付することを差し控えるべきであったのに、ことさらにそれらの状況を無視あるいは軽視し、上記保釈請求に対し強固な反対意見を付すれば、東京地方裁判所の担当裁判官がその意見に諾々と追従して保釈請求を却下し、その結果同人が長期間勾留され、その間同人が肉体的、精神的に深刻な苦痛、苦悩を受ける状態に置かれることが予測されたにもかかわらずあえてこれを容認し、被告発人日比一誠は２０２２年１０月６日、１０月１９日、１２月２日の３回にわたり、同人の保釈を許せば共犯者らと通謀し口裏合わせによる罪証隠滅のおそれがあるとの理由で、主治医の見解の一部を意図的に省略し、医療上必須の検査及び経過観察の必要性を無視して、強硬な反対意見を付して裁判所に虚偽又は不正確な情報を伝達し、よっていずれの保釈請求についても却下させたことにより、同人を計２２６日間東京拘置所において拘禁状態に置いて健康状態を悪化させ、さらに、被告発人日比一誠は２０２２年１２月２２日、同人の体調が悪く同月２０日にＣＯＶＩＤ－１９抗原検査で陽性であったことから弁護人が勾留執行停止を申し立てた際にも反対の意見書を送付し、これを却下させるなどして、もって特別公務員として職権を濫用して同人を監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人に対し加虐の行為を行ったものである。

第２　罪名及び罰条

刑法第１９３条: 公務員職権濫用罪
刑法第１９４条: 特別公務員職権濫用罪
刑法第１９５条第１項：特別公務員暴行陵虐罪
刑法第１９６条：特別公務員職権濫用等致傷罪

第３　告発の経緯

1. 同人はいわゆる東京五輪汚職事件に関係して２０２２年８月８日及び同月３０日の両日、東京地方検察庁特別捜査部（以下「特捜部」という）の検察官から任意で事情を聴かれ、協力的に応じていた。

2. しかし、特捜部がメディアに対して、同社の行った支払が賄賂にあたる疑いがあること、特捜部が同人らの任意聴取を実施していること等の情報をリークしたことにより、同年９月２日には大勢の報道陣が同人の自宅玄関前まで押し寄せる事態となり、さらに翌日には大手紙が大々的に記事を掲載したことで、さらに報道が過熱することとなった。

3. 上記の多数の報道陣が四六時中同人自宅周辺に待機して家族や周辺住民に迷惑をかけていたこと、連日の報道により家族や同社従業員に動揺が広がっていたことを懸念して、同人は、取材攻勢をやめることを条件に同年９月５日午後２時３４分から午後３時０４分までの３０分間、メディアの代表取材を受け、ここで同人は贈賄の事実を否定した。

4. 同日夕方、同人は特捜部から緊急の呼び出しを受け、午後６時頃から、東京ドームホテルにて３回目の任意聴取を受けたが、この際、被告発人久保庭幸之介は同人が席に着くなり「まずいまずいまずいあれは、ないでしょう。角川さん記者会見をしたらいけないでしょう」と述べ、これが実質的に同人を逮捕・勾留する原因となったのは明らかであった。

5. 被告発人久保庭幸之介は、２０２２年９月１４日、贈賄容疑で同人を逮捕勾留し、東京拘置所に収容した。その勾留理由は罪証隠滅のおそれと逃亡のおそれというものであった。

6. 以後、同人は、逮捕時点で７９歳という高齢であったが、起訴前の逮捕・勾留期間すなわち同年９月１４日から同年１０月４日までの合計２１日間にわたり、１

日も欠かさず検察官による取調べを受けた。その合計時間は７８時間２９分にも及んだ。そして同年１０月４日、同人は贈賄罪で起訴され、その後も東京拘置所に勾留され続けた。

7. ２０２２年１０月５日、同人の弁護人は東京地裁に対し保釈を請求したが、１０月６日、被告発人日比一誠は、第一次保釈請求に対し、弁護人の保釈申立書に添付された医師の見解のうち、手術前後に医療上支障がない旨のみを引用し、生命に危険がある旨及び長期的経過観察の必要性を意図的に省略した意見書を東京地方裁判所に提出し、この保釈請求は却下された。

8. ２０２２年１０月８日夕刻に、同人は激しい心臓動悸症状を自覚し、医師の診察を求めた。弁護人は同人の健康状態を懸念し、同人の主治医に対して改めて詳細な事情聴取を行うなどした上で、同月１７日、東京地裁に対し、２度目の保釈請求をしたが、同月１９日、被告発人日比一誠は第二次保釈請求に対しても再度反対意見書を提出し、主治医の指摘した必須の検査及び経過観察の必要性を無視し、裁判所に誤認を与える情報を伝達し、この保釈請求は却下された。

9. 同人は前述のとおり、高齢の上、１１月に心臓手術が予定されていたほどの重篤な持病を抱える身であったうえ、拘置所では、主治医から与えれていた薬も取り上げられ、専門医ではない拘置所の医師の処方する薬のみを摂取することができる状態であった。そのような状況下、２０２２年１１月１８日午前中、弁護人と接見中に意識を失いかけ、顔色も悪かったことから、急遽、職員を呼んで複数名の職員に抱えられるようにして車椅子に移され、医師による診察を受けた。同日夕刻、別の弁護人が接見に赴いたが、同人の健康状態が芳しくなく接見ができないほどの状態であった。

10. 上記の病状悪化と同年１２月１日付で同人が各種役職から退任したことを理由に、弁護人は２０２２年１２月１日に、東京地裁に対し、３度目の保釈請求を行ったが、同月２日、被告発人日比一誠は、保釈に反対する意見書を提出し、この保釈請求は却下された。

11. 同年１２月２２日、同人のさらなる体調悪化とＣＯＶＩＤ－１９罹患が判明したため、弁護人は緊急の勾留執行停止申立てを行ったが、被告発人日比一誠はＣＯＶＩＤ－１９ 陽性により健康状態が悪化している事実を裁判所に伝えず、勾留執行停止と治療を妨害した。

12. ２０２３年４月１８日、同人の健康状態が極めて深刻で生命の危険が高まっていたことから、弁護団は検察官請求証拠に大幅に同意し、第５次保釈の請求を行った。これに対しても、東京地検梅原隆検事は保釈に反対する意見書を提出したが、同月２７日、東京地裁の四宮知彦裁判官は保釈を許可する決定を出した。これに対して、東京地検梅原隆検事は、同日のうちに保釈決定に対する準抗告及び執行停止の申立てをしたが、東京地裁は即日これを棄却した。これによって同人は同日の夜遅くにようやく釈放されたが、その時点では、車椅子で移動しなければならないほど健康状態は悪化していた。

13. かかる一連の行為により、同人は２０２２年１０月６日から２０２３年４月２７日までの約２２６日間、東京拘置所に収容され続け、十分な医療を受けることができなかった。これらの行為は、被告発人らが特別公務員としての職権を濫用し、義務のない行為を強要するとともに、被告人の権利行使を不当に妨害し、生命身体に重大な危険を及ぼしたものである。

14. 同人が逮捕された理由は、「記者会見を行ったことが証拠隠滅行為に当たる」というものであった。しかし、記者会見とは通常、記者クラブや会場を公式に設定して行うものである。本件では、事件が報道され、自宅に報道陣が押し寄せたため、その混乱を収拾する目的で同人が代表取材に応じたに過ぎない。これをもって「記者会見を行った」とするのは合理性に欠ける。さらに、無実を主張することが証拠隠滅行為に当たるという検察の主張は論理的に破綻している。

15. 検察は、同人の無実主張が社員の証言に影響を与える可能性を理由に証拠隠滅行為とした。しかし、そのことこそが、本事件においては「社員の証言」以外の客観証拠が存在しないことを意味しており、且つ、同人が無実を主張したというだけの行為で影響を受ける程度の証言しかないのであれば、それを証拠隠滅とする主張は極めて弱く、説得力を欠く。
    ２００９年の大阪地検特捜部証拠改ざん事件（いわゆる「村木さん事件」）においては、被疑者とされた村木厚子氏が毅然として無実を主張した結果、検察の高圧的取り調べにより偽証していた部下らが証言を撤回した事例がある。これに照らすと、同人に対する拘留延長も、曖昧な証言を維持させるために、無実主張を公にさせない目的であったと考えるのが妥当である。同時に、これは表現の自由の侵害の問題も含むものである。

16. 同人は７９歳という高齢であり、心房粗細動（不整脈）、総胆管結石、ERCP後膵炎などの重篤な疾病に加え、遠位弓部大動脈嚢状瘤術後、高血圧、脂質異常

症、高尿酸血症を抱え、心臓手術も控えていた。このような状態では逃亡の可能性は極めて低い。また、２０２２年１０月４日の起訴時点で会長職を辞任し、同年１１月４日には取締役も辞任して同社経営から完全に退いていたため、社員に圧力をかけることも現実的に不可能であった。

17. ２０２２年１２月時点での、ＣＯＶＩＤ－１９による日本での累計死者数は５万５千人を超え、同年１２月の段階では、オミクロン株の流行により、死亡者数は月間で７４３２人を記録し「月間死者数として過去最多」と報じられている状況であった。同人の７９歳という高齢自体が ＣＯＶＩＤ－１９ 重症化の最大の危険因子であるうえ、さらに心房粗細動（血栓リスク増大）と大動脈瘤術後（循環器脆弱性）が加わると、心筋炎・心不全・脳卒中の複合リスクが急増し、さらに、総胆管結石・ERCP後胆管炎は免疫低下・栄養不良を招きやすく、高血圧・脂質異常症・高尿酸血症が動脈硬化を加速させるため、全身炎症に対する耐性が極めて低い状態であり、ワクチンを接種していても、基礎疾患多重の高齢者では有効性が低下し、重症化率が２０-４０％に達するというデータも存在した。すなわち同人の死亡リスクは極めて高い状況にあった。これにもかかわらず拘留を続けようとしたことは、同人に生命・健康上の危機を強く認識させることで、保釈を得るための虚偽の自白に誘導する意図があったと推定される。これは明らかに検察権限の濫用といえる。

18. 本件の被疑事実である贈賄罪は、刑事捜査実務において、長期の身体拘束が例外的にしか認められない事案であり、多くの事案は在宅起訴又は比較的早期に保釈が認められている。このような犯罪類型において、被告発人らが同人の重篤な病状を認識しながら、長期間にわたり勾留を維持し、結果的に致傷に至らしめた行為は、通常の捜査目的を逸脱したものであり、勾留の真の目的が自白獲得にあったことを決定的に示すものである。

19. 本件に先行した大川原化工機事件では、事件そのものが警察の捏造であったうえ、冤罪であった相嶋静夫氏が否認を続けた、すなわち「検察の求める自白をしなかった」という理由で、進行がんであるにもかかわらず保釈が認められず、適切な時期に治療を受けられず、２０２１年２月７日に亡くなっている。同事件では、後に捜査の杜撰さや違法性が認定され、警視庁・東京地検は謝罪に追い込まれた。それにもかかわらず、その後も、「自白を得る」目的で、このような長期拘留や執拗な保釈妨害が平然と行われていた点も、改めて、このような行為が常態化していたことを示すものである。

20. 被告発人らによる上記勾留の維持及び保釈請求に対する執拗な反対は、単に刑法第１９４条が定める「逮捕し、又は監禁した」という行為そのものに留まるものではない。その実質は、職権を濫用して、同人の「保釈を受ける権利の行使を妨害」し、且つ「自白をするという義務のないことを行わせようとした」行為であり、この点において、刑法第１９３条の構成要件を明確に満たすものである。

21. 上記事件の被疑者とされた相嶋静夫氏が無実を訴えたために保釈を受けられず亡くなった事例は、拘留中の同人の知るところでもあり、さらに、拘置所の医師が同人に「あなたは生きている間にはここから出られませんよ。死なないと出られないんです」と述べたことは、否認している同人にとって、自白すれば出られる可能性があるという圧力として受け取られる。このような環境では、被疑者が傷病による苦痛や死の恐怖から逃れるために虚偽の自白を検討するのはむしろ自然であり、そのような自白の信用性は著しく低いと見なされるべきであるが、一方で、まさにこのような「人質司法」と呼ぶべき不当な拘留が常態化していることを示すものである。

22. 保釈を許可するのは裁判官の裁量であるが、保釈審査担当裁判官は都度替わるために、実情を把握するのは困難である。そのため裁判官は弁護側の保釈申請書と検察側の意見書の双方を参考として判断を行うのであるが、検察の意見書は、この裁判所の検察に対する信頼感を悪用し、虚偽内容の意見書を提出することで、裁判官の判断を歪めたものである。勾留中に適切な医療を受けさせなかったことや、病状の悪化を知りながら保釈を妨害し続けた行為は、拘置所の医師による「死なないと出られない」という発言に象徴される、被疑者を絶望的な心理状態に追い込む環境を認識し、その精神的・肉体的苦痛を自白強要の手段として意図的に利用したものであり、形式的な暴行や陵虐がなくとも、実質的に精神的・肉体的苦痛を与え続けた「陵虐」に該当することは明らかである。

23. 裁判官の検察官への信頼感を利用し、保釈却下を促す反対意見書作成が行われたことは明らかであるが、法治国家においては、裁判を受けるに当たって、被疑者の権利が尊重されることや健康の保護が前提であり、適正手続きを無視して拘留や医療妨害を行うことはあってはならない。大川原化工機事件及び本件に見られるような、生命や健康を圧迫する拘留・心理的圧力は、法的にも倫理的にも重大な問題があり、決して許されるべきものではない。検察官の権限の大きさと責任の重さを踏まえ、また、今後の同様の事例の再発を防ぐためにも、このような行為は刑事罰の対象とされるべきである。

24. 以上のとおり、本件における被告発人らの行為は明白に捜査権限を逸脱した職権濫用であり、適切な医療を受けさせず、病状悪化を知りながら保釈に反対し、治療の妨害を続けた行為は、形式的な暴行・陵虐がなくとも、実質的に精神的・肉体的苦痛を与えたものであり、特別公務員暴行陵虐罪に該当する。

25. 日本国憲法第34条が保障する人身の自由の制約は、刑事訴訟法第89条第4号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を厳格に審査することによってのみ許容される。本件において、被告発人ら検察官が、否認や黙秘を理由としてこの規定を過剰かつ恣意的に解釈し、長期拘禁による自白強要を目的とした不当な勾留維持を主導したことは、検察権の濫用であり、被告発人らの行為は法治国家における捜査・司法権の根幹を揺るがす重大な犯罪行為であることに鑑み、検察庁の自浄作用を示すためにも、徹底した捜査と適切な訴追が不可欠である。

以上

よって、告発事実について、厳正なる捜査を実施のうえ、速やかに起訴されたく、本告発に至った次第である。